

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 32 号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(休業補償)</p> <p>第 8 条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。</p> <p>(1) 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(休業補償)</p> <p>第 8 条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。</p> <p>(1) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</p> <p>(2) [略]</p>
2	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合</u></p>	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</u></p> <p>(3) <u>障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）の施行の日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。